

非常勤職員の募集について

北海道管区行政評価局では、情報公開法、行政手続法及び行政不服審査法に関する業務等を行う非常勤職員（行政制度アドバイザー（情報公開法、行政手続法、行政不服審査法））を採用することとしています。募集要領は次のとおりです。

募集要領

職名	行政制度アドバイザー（情報公開法、行政手続法、行政不服審査法）
職務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・情報公開・行政手続制度案内所の運営、案内や相談対応に関する業務 ・その他任命権者が指示する業務
募集人員	1人
応募資格	<p>以下の条件を満たしている方</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 情報公開法、行政手続法、行政不服審査法に関する知識・職務経験を有するなど、情報公開・行政手続制度案内所の行政制度アドバイザーとしての職務に直接役立つ知識・経験を有すると認められる者 2 パソコン操作（Excel、Word等）の経験を有していること 3 協調性があり、積極的に業務に取り組む意欲があること <p>なお、以下に該当する方は、応募できませんので、御了承ください。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 日本国籍を有しない者 2 国家公務員法第38条の規定により国家公務員になることができない者 <ul style="list-style-type: none"> ○ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者 ○ 一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者 ○ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者 3 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）
勤務時間	8時30分から17時15分まで（休憩時間：12時00分～13時00分） 月12日（週3日）程度（土日休日、年末年始を除く。勤務日は別途指定）
勤務地	北海道管区行政評価局（札幌市北区北8条西2丁目札幌第1合同庁舎7階）
雇用期間	令和8年4月1日から9年3月31日まで
賃金支払日	原則として毎月16日（毎月末日締切翌月支払）
賃金	<input type="radio"/> 日給：11,489円 <input type="radio"/> 期末・勤勉手当：有（当方規定による）
通勤手当	有（当方規定による）
退職手当	無
加入保険等	<ul style="list-style-type: none"> 雇用保険 社会保険（厚生年金保険） 国家公務員共済組合制度（短期給付）
住宅	無・住居手当有（当方規定による）
応募方法	<p>履歴書（写真貼付）に必要事項を記載し、原則電子メールにより下記送付先まで提出してください。 （令和8年2月19日（木）必着）</p> <p>メールの場合は、ファイル形式はPDF（ファイルサイズは10MB未満としてください。）、件名を「行政制度アドバイザー応募」としてください。</p> <p>なお、やむを得ずメールによる提出ができない方は、下記送付先まで郵送してください。その場合は封筒に「行政制度アドバイザー応募」と朱書きしてください。</p> <p>書類選考の上、通過者のみ面接日時等を通知いたします。</p> <p>令和8年2月3日（火）以降は、応募状況等によって募集を締め切る場合がありますので、送付前に下記連絡先まで連絡をお願いします。</p>
その他	<p>応募の秘密については厳守いたします。応募書類等の返却はせず、責任を持って廃棄いたします。</p> <p>採用者にあっては国家公務員法の適用を受けます。</p> <p>雇用期間後については、勤務成績が一定条件を満たした場合、再採用されることもあります。</p>

履歴書の送付先

〒060-0808

札幌市北区北8条西2丁目札幌第1合同庁舎7階

北海道管区行政評価局 総務課人事係

メールアドレス（hkd-314★soumu.go.jp）

（メール送付の際は、★を@に置き換えてください）

問合せ先

北海道管区行政評価局 総務課人事係

TEL 011-709-2311（内線 3114）